

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月25日
【届出者の氏名又は名称】	佐々木 ベジ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区神田東松下町17番地 フリージアビル8F
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田東松下町17番地 フリージア・マクロス株式会社
【電話番号】	03-6635-1830
【事務連絡者氏名】	会長室 菊地 文栄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、佐々木ベジをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ソレキア株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月3日付けで提出いたしました公開買付届出書(平成29年2月13日、平成29年3月16日、平成29年3月21日、平成29年3月31日及び平成29年4月12日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

よって、公開買付者は、平成29年2月3日の本書提出日時点においては、対象者が本公開買付けに賛同するかどうかは確認できておらず、今後、対象者との間で真摯に協議をすることを想定しており、対象者役員においては、本公開買付けの目的であるROE経営の導入並びにストック・オプションの付与等に係る各種施策が対象者の業績向上に寄与することを十分にご理解いただけるものと考えておりました。しかしながら、対象者は、公開買付者との協議を実施しないまま、平成29年2月16日に意見表明報告書、平成29年3月10日に意見表明報告書の訂正報告書(以下、総称して「意見表明報告書等」といいます。)を提出しました。

(注5) 「コーポレートガバナンス・コード」の基本原則5は、「上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。」と定めています。

公開買付者は、意見表明報告書等の内容を踏まえると、平成29年3月16日の公開買付届出書の訂正届出書の提出日時点においては対象者と協議の機会を得るのは困難と考えたため、対象者の株主様に対して本公開買付けの目的をご理解いただくための周知活動を十分に実施することが、必要であると判断いたしました。

一方で、公開買付者は、平成29年3月16日の公開買付届出書の訂正届出書の提出日時点においてはかかる周知活動を十分に実施できていないと考えており、届出当初の公開買付期間の末日である平成29年3月24日までに十分な周知活動を実施することは困難であると判断したため、公開買付者は、平成29年3月16日、公開買付期間を平成29年4月7日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とすること(以下「第1回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

また、その後、平成29年3月17日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき3,500円、届出当初の公開買付期間の末日を平成29年4月28日(金)とする、対象者株式に対する公開買付け(以下「富士通公開買付け」といいます。)にかかる公開買付届出書が提出されました。

公開買付者は、富士通公開買付けの開始を踏まえ、富士通公開買付けにおける買付け等の価格(3,500円)を上回る価格に本公開買付価格を引き上げ、公開買付期間の末日も再度延長する必要があると考えたため、平成29年3月21日、本公開買付価格を2,800円から3,700円に変更するとともに、公開買付期間を平成29年4月14日まで延長し、公開買付期間を合計50営業日とすること(以下「第2回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

また、その後、平成29年3月29日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき3,500円から4,000円に変更するとともに、買付予定数の下限を446,045株から445,924株に変更すること(以下「富士通公開買付け条件等変更」といいます。)にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。

公開買付者は、富士通公開買付け条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(4,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げ、公開買付期間の末日も再度延長する必要があると考えたため、平成29年3月31日、本公開買付価格を3,700円から4,500円に変更するとともに、公開買付期間を平成29年4月19日まで延長し、公開買付期間を合計53営業日とすること(以下「第3回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

また、その後、平成29年4月5日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき4,000円から5,000円に変更すること(以下「富士通公開買付け第2回条件等変更」といいます。)にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。

公開買付者は、富士通公開買付け第2回条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(5,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げ、公開買付期間の末日も再度延長する必要があると考えたため、平成29年4月12日、本公開買付価格を4,500円から5,300円に変更するとともに、公開買付期間を平成29年4月28日まで延長し、公開買付期間を合計60営業日とすること(以下「第4回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

(訂正後)

(前略)

よって、公開買付者は、平成29年2月3日の本書提出日時点においては、対象者が本公開買付けに賛同するかどうかは確認できておらず、今後、対象者との間で真摯に協議をすることを想定しており、対象者役員においては、本公開買付けの目的であるROE経営の導入並びにストック・オプションの付与等に係る各種施策が対象者の業績向上に寄与することを十分にご理解いただけるものと考えておりました。しかしながら、対象者は、公開買付者との協議を実施しないまま、平成29年2月16日に意見表明報告書、平成29年3月10日に意見表明報告書の訂正報告書(以下、総称して「意見表明報告書等」といいます。)を提出しました。

(注5) 「コーポレートガバナンス・コード」の基本原則5は、「上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。」と定めています。

公開買付者は、意見表明報告書等の内容を踏まえると、平成29年3月16日の公開買付届出書の訂正届出書の提出日時点においては対象者と協議の機会を得るのは困難と考えたため、対象者の株主様に対して本公開買付けの目的をご理解いただくための周知活動を十分に実施することが、必要であると判断いたしました。

一方で、公開買付者は、平成29年3月16日の公開買付届出書の訂正届出書の提出日時点においてはかかる周知活動を十分に実施できていないと考えており、届出当初の公開買付期間の末日である平成29年3月24日までに十分な周知活動を実施することは困難であると判断したため、公開買付者は、平成29年3月16日、公開買付期間を平成29年4月7日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とすること(以下「第1回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

また、その後、平成29年3月17日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき3,500円、届出当初の公開買付期間の末日を平成29年4月28日(金)とする、対象者株式に対する公開買付け(以下「富士通公開買付け」といいます。)にかかる公開買付届出書が提出されました。

公開買付者は、富士通公開買付けの開始を踏まえ、富士通公開買付けにおける買付け等の価格(3,500円)を上回る価格に本公開買付価格を引き上げ、公開買付期間の末日も再度延長する必要があると考えたため、平成29年3月21日、本公開買付価格を2,800円から3,700円に変更するとともに、公開買付期間を平成29年4月14日まで延長し、公開買付期間を合計50営業日とすること(以下「第2回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

また、その後、平成29年3月29日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき3,500円から4,000円に変更するとともに、買付予定数の下限を446,045株から445,924株に変更すること(以下「富士通公開買付け条件等変更」といいます。)にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。

公開買付者は、富士通公開買付け条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(4,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げ、公開買付期間の末日も再度延長する必要があると考えたため、平成29年3月31日、本公開買付価格を3,700円から4,500円に変更するとともに、公開買付期間を平成29年4月19日まで延長し、公開買付期間を合計53営業日とすること(以下「第3回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

また、その後、平成29年4月5日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき4,000円から5,000円に変更すること(以下「富士通公開買付け第2回条件等変更」といいます。)にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。

公開買付者は、富士通公開買付け第2回条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(5,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げ、公開買付期間の末日も再度延長する必要があると考えたため、平成29年4月12日、本公開買付価格を4,500円から5,300円に変更するとともに、公開買付期間を平成29年4月28日まで延長し、公開買付期間を合計60営業日とすること(以下「第4回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

また、その後、平成29年4月21日付で富士通株式会社より、公開買付期間の末日を平成29年4月28日から平成29年5月10日まで延長し、公開買付期間を合計35営業日とすること(以下「富士通公開買付け第3回条件等変更」といいます。)にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。

公開買付者は、第4回買付条件等変更後、平成29年4月13日から平成29年4月21日までの期間において、市場株価が条件変更後の本公開買付価格(5,300円)を上回って推移していたことから、かかる期間に対象者株式を市場にて取得した対象者の株主の皆様からも、本公開買付けへの応募をいただける公開買付価格を提示する必要があると考えたため、平成29年4月25日、本公開買付価格を5,300円から5,450円に変更することを決定いたしました。

なお、本書の提出に伴い、第4回買付条件等変更後の公開買付期間である平成29年4月28日のままでは府令第22条第2項に規定する期間を満たせないため、対象者の株主の皆様に対する十分な周知期間の確保の観点から、公開買付期間を平成29年5月12日まで延長し、公開買付期間を合計67営業日とすること(以下、平成29年4月25日に決定した本公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を総称して「第5回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

また、第5回買付条件等変更により、本公開買付けにおける公開買付期間が60営業日を超えることとなりますが、令第13条第2項2号(イ)の規定に基づき、合計60営業日を超える公開買付期間の延長を実施しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成29年2月3日(金曜日)から平成29年4月28日(金曜日)まで (60営業日)
公告日	平成29年2月3日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を産経新聞に掲載します。 電子公告アドレス(http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	平成29年2月3日(金曜日)から平成29年5月12日(金曜日)まで (67営業日)
公告日	平成29年2月3日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を産経新聞に掲載します。 電子公告アドレス(http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1株につき金5,300円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、対象者株式の買付け等の価格の決定に当たり、対象者の普通株式の市場価格の動向(いわゆるリーマンショックが起きた平成20年9月(平成20年9月30日の対象者の普通株価は1,430円)以降の市場株価と比較して少なくとも二、三割程度高い買付価格を想定)、対象者の財務状況及び経営状況等の諸要素を分析したほか、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募の見通し、対象者経営陣からの賛同を事前に取り付けていないという点において、対象者及びその株主が納得できる価格を提示しておく必要があると判断し、本公開買付価格を1株当たり2,800円とすることを、平成29年2月2日、決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年3月17日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき3,500円とする、富士通公開買付けにかかる公開買付届出書が提出されました。</p> <p>公開買付者は、富士通公開買付けの開始を踏まえ、富士通公開買付けにおける買付け等の価格(3,500円)を上回る価格に本公開買付価格を引き上げる必要があると考えたため、平成29年3月21日、本公開買付価格を2,800円から3,700円に変更することを決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年3月29日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。</p> <p>公開買付者は、富士通公開買付け条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(4,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げる必要があると考えたため、平成29年3月31日、本公開買付価格を3,700円から4,500円に変更することを決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年4月5日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け第2回条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。</p>

公開買付者は、富士通公開買付け第2回条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(5,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げる必要があると考えたため、平成29年4月12日、本公開買付価格を4,500円から5,300円に変更することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、対象者は将来にわたる事業計画を公表していないため、DCF法による算定を行うことが困難な点、対象者との事前の協議等を行っていないため、公表されている財務諸表と株価以外に参照可能な情報が限られている点、第2回買付条件等変更前の本公開買付価格(2,800円)は、対象者株式の市場株価に適切なプレミアムを付した価格を提示できていると考えている点の3点において、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得する意義が限定的と考えたため、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておらず、また、フェアネス・オピニオンも取得しておりません。

第2回買付条件等変更前の本公開買付価格(2,800円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して44.18%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)について同じです。)、過去1ヶ月間(平成29年1月4日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,906円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して46.90%、過去3ヶ月間(平成28年11月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,918円に対して45.99%、過去6ヶ月間(平成28年8月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,847円に対して51.60%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成29年2月2日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して44.18%のプレミアムを加えた価格となります。

一方、第2回買付条件等変更後の本公開買付価格(3,700円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して90.53%、過去1ヶ月間(平成29年1月4日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,906円に対して94.12%、過去3ヶ月間(平成28年11月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,918円に対して92.91%、過去6ヶ月間(平成28年8月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,847円に対して100.32%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成29年2月2日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して90.53%のプレミアムを加えた価格となります。

また、第3回買付条件等変更後の本公開買付価格(4,500円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して131.72%、過去1ヶ月間(平成29年1月4日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,906円に対して136.10%、過去3ヶ月間(平成28年11月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,918円に対して134.62%、過去6ヶ月間(平成28年8月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,847円に対して143.64%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成29年2月2日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して131.72%のプレミアムを加えた価格となります。

また、第4回買付条件等変更後の本公開買付価格(5,300円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して172.91%、過去1ヶ月間(平成29年1月4日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,906円に対して178.07%、過去3ヶ月間(平成28年11月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,918円に対して176.33%、過去6ヶ月間(平成28年8月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,847円に対して186.95%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成29年2月2日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して172.91%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、公開買付者は、第2回、第3回及び第4回買付条件等変更の決定にあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておらず、また、フェアネス・オピニオンも取得しておりません。

算定の経緯	<p>公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式を市場価格に適切なプレミアムを付した価格(本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して44.18%のプレミアムを付した価格)にて買い付け、対象者の事業を成長軌道に載せ、株主資本を効率的に活用できる事業会社であると投資家から評価を受けること、すなわち、PBR1倍を上回る適正な株価水準を実現することを目標としております。</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の決定に当たり、対象者の普通株式の市場価格の動向(いわゆるリーマンショックが起きた平成20年9月(平成20年9月30日の対象者の普通株価は1,430円)以降の市場株価と比較して少なくとも二、三割程度高い買付価格を想定)、対象者の財務状況及び経営状況等の諸要素を分析したほか、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募の見通し、対象者経営陣からの賛同を事前に取り付けていないという点において、対象者及びその株主が納得できる価格を提示しておかなければ、かかる賛同を得られる場合と比較して、対象者株主の本公開買付けへの応募数が少なくなると思われること等を総合的に勘案し、対象者株式の市場価格に適切なプレミアムを付した価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を2,800円とすることを、平成29年2月2日、決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年3月17日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき3,500円とする、富士通公開買付けにかかる公開買付届出書が提出されました。</p> <p>公開買付者は、富士通公開買付けの開始を踏まえ、富士通公開買付けにおける買付け等の価格(3,500円)を上回る価格に本公開買付価格を引き上げる必要があると考えたため、平成29年3月21日、本公開買付価格を2,800円から3,700円に変更することを決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年3月29日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。</p> <p>公開買付者は、富士通公開買付け条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(4,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げる必要があると考えたため、平成29年3月31日、本公開買付価格を3,700円から4,500円に変更することを決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年4月5日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け第2回条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。</p> <p>公開買付者は、富士通公開買付け第2回条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(5,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げる必要があると考えたため、平成29年4月12日、本公開買付価格を4,500円から5,300円に変更することを決定いたしました。</p>
-------	--

(訂正後)

株券	普通株式 1株につき金5,450円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、対象者株式の買付け等の価格の決定に当たり、対象者の普通株式の市場価格の動向(いわゆるリーマンショックが起きた平成20年9月(平成20年9月30日の対象者の普通株価は1,430円)以降の市場株価と比較して少なくとも二、三割程度高い買付価格を想定)、対象者の財務状況及び経営状況等の諸要素を分析したほか、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募の見通し、対象者経営陣からの賛同を事前に取り付けていないという点において、対象者及びその株主が納得できる価格を提示しておかなければ、かかる賛同を得られる場合と比較して、対象者株主の本公開買付けへの応募数が少なくなると思われること等を総合的に勘案し、対象者株式の市場価格に適切なプレミアムを付した価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を1株当たり2,800円とすることを、平成29年2月2日、決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年3月17日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき3,500円とする、富士通公開買付けにかかる公開買付届出書が提出されました。</p> <p>公開買付者は、富士通公開買付けの開始を踏まえ、富士通公開買付けにおける買付け等の価格(3,500円)の上回る価格に本公開買付価格を引き上げる必要があると考えたため、平成29年3月21日、本公開買付価格を2,800円から3,700円に変更することを決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年3月29日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。</p> <p>公開買付者は、富士通公開買付け条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(4,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げる必要があると考えたため、平成29年3月31日、本公開買付価格を3,700円から4,500円に変更することを決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年4月5日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け第2回条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。</p> <p>公開買付者は、富士通公開買付け第2回条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(5,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げる必要があると考えたため、平成29年4月12日、本公開買付価格を4,500円から5,300円に変更することを決定いたしました。</p> <p>また、その後、平成29年4月21日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け第3回条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。</p> <p>公開買付者は、第4回買付条件等変更後、平成29年4月13日から平成29年4月21日までの期間において、市場株価が条件変更後の本公開買付価格(5,300円)を上回って推移していたことから、かかる期間に対象者株式を市場にて取得した対象者の株主の皆様からも、本公開買付けへの応募をいただける公開買付価格を提示する必要があると考えたため、平成29年4月25日、本公開買付価格を5,300円から5,450円に変更することを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、対象者は将来にわたる事業計画を公表していないため、DCF法による算定を行うことが困難な点、対象者との事前の協議等を行っていないため、公表されている財務諸表と株価以外に参照可能な情報が限られている点、第2回買付条件等変更前の本公開買付価格(2,800円)は、対象者株式の市場株価に適切なプレミアムを付した価格を提示できていると考えている点の3点において、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得する意義が限定的と考えたため、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておらず、また、フェアネス・オピニオンも取得していません。</p>

第2回買付条件等変更前の本公開買付価格(2,800円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して44.18%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)について同じです。)、過去1ヶ月間(平成29年1月4日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,906円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して46.90%、過去3ヶ月間(平成28年11月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,918円に対して45.99%、過去6ヶ月間(平成28年8月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,847円に対して51.60%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成29年2月2日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して44.18%のプレミアムを加えた価格となります。

一方、第2回買付条件等変更後の本公開買付価格(3,700円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して90.53%、過去1ヶ月間(平成29年1月4日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,906円に対して94.12%、過去3ヶ月間(平成28年11月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,918円に対して92.91%、過去6ヶ月間(平成28年8月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,847円に対して100.32%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成29年2月2日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して90.53%のプレミアムを加えた価格となります。

また、第3回買付条件等変更後の本公開買付価格(4,500円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して131.72%、過去1ヶ月間(平成29年1月4日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,906円に対して136.10%、過去3ヶ月間(平成28年11月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,918円に対して134.62%、過去6ヶ月間(平成28年8月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,847円に対して143.64%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成29年2月2日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して131.72%のプレミアムを加えた価格となります。

また、第4回買付条件等変更後の本公開買付価格(5,300円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して172.91%、過去1ヶ月間(平成29年1月4日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,906円に対して178.07%、過去3ヶ月間(平成28年11月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,918円に対して176.33%、過去6ヶ月間(平成28年8月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,847円に対して186.95%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成29年2月2日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して172.91%のプレミアムを加えた価格となります。

また、第5回買付条件等変更後の本公開買付価格(5,450円)は、本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して180.64%、過去1ヶ月間(平成29年1月4日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,906円に対して185.94%、過去3ヶ月間(平成28年11月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,918円に対して184.15%、過去6ヶ月間(平成28年8月2日から平成29年2月1日)の終値単純平均値1,847円に対して195.07%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である平成29年2月2日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して180.64%のプレミアムを加えた価格となります。

なお、公開買付者は、第2回、第3回、第4回及び第5回買付条件等変更の決定にあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておらず、また、フェアネス・オピニオンも取得していません。

算定の経緯

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式を市場価格に適切なプレミアムを付した価格(本公開買付けを実施することについての公表日の直近取引成立日である平成29年1月31日のJASDAQ市場における対象者株式の終値1,942円に対して44.18%のプレミアムを付した価格)にて買い付け、対象者の事業を成長軌道に載せ、株主資本を効率的に活用できる事業会社であると投資家から評価を受けること、すなわち、PBR1倍を上回る適正な株価水準を実現することを目標としております。

公開買付者は、本公開買付価格の決定に当たり、対象者の普通株式の市場価格の動向(いわゆるリーマンショックが起きた平成20年9月(平成20年9月30日の対象者の普通株価は1,430円)以降の市場株価と比較して少なくとも二、三割程度高い買付価格を想定)、対象者の財務状況及び経営状況等の諸要素を分析したほか、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募の見通し、対象者経営陣からの賛同を事前に取り付けていないという点において、対象者及びその株主が納得できる価格を提示しておかなければ、かかる賛同を得られる場合と比較して、対象者株主の本公開買付けへの応募数が少なくなると思われること等を総合的に勘案し、対象者株式の市場価格に適切なプレミアムを付した価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を2,800円とすることを、平成29年2月2日、決定いたしました。

また、その後、平成29年3月17日付で富士通株式会社より、買付け等の価格を1株につき3,500円とする、富士通公開買付けにかかる公開買付届出書が提出されました。

公開買付者は、富士通公開買付けの開始を踏まえ、富士通公開買付けにおける買付け等の価格(3,500円)を上回る価格に本公開買付価格を引き上げる必要があると考えたため、平成29年3月21日、本公開買付価格を2,800円から3,700円に変更することを決定いたしました。

また、その後、平成29年3月29日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。

公開買付者は、富士通公開買付け条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(4,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げる必要があると考えたため、平成29年3月31日、本公開買付価格を3,700円から4,500円に変更することを決定いたしました。

また、その後、平成29年4月5日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け第2回条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。

公開買付者は、富士通公開買付け第2回条件等変更の内容を踏まえ、条件変更後の富士通公開買付けにおける買付け等の価格(5,000円)を上回る価格に本公開買付価格を再度引き上げる必要があると考えたため、平成29年4月12日、本公開買付価格を4,500円から5,300円に変更することを決定いたしました。

また、その後、平成29年4月21日付で富士通株式会社より、富士通公開買付け第3回条件等変更にかかる公開買付届出書の訂正届出書が提出されました。

公開買付者は、第4回買付条件等変更後、平成29年4月13日から平成29年4月21日までの期間において、市場株価が条件変更後の本公開買付価格(5,300円)を上回って推移していたことから、かかる期間に対象者株式を市場にて取得した対象者の株主の皆様からも、本公開買付けへの応募をいただける公開買付価格を提示する必要があると考えたため、平成29年4月25日、本公開買付価格を5,300円から5,450円に変更することを決定いたしました。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	1,932,910,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	15,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,950,910,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(364,700株)に1株当たりの本公開買付価格(5,300円)を乗じた金額を記載しております。

(後略)

(訂正後)

買付代金(円)(a)	1,987,615,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	15,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,005,615,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(364,700株)に1株当たりの本公開買付価格(5,450円)を乗じた金額を記載しております。

(後略)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成29年5月11日(木曜日)

(訂正後)

平成29年5月19日(金曜日)

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、平成29年4月25日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行い、遅滞なくその旨を産経新聞に掲載する予定です。当該「公開買付条件等の変更の公告」を平成29年2月3日付「公開買付開始公告」(平成29年3月16日、平成29年3月21日、平成29年3月31日及び平成29年4月12日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告により変更された事項を含みます。)の変更として、本書に添付いたします。